

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

芙蓉総合リース株式会社

公開草案「リース取引に関する会計基準（案）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

<総論>

1. 公開草案の公表経緯に関して

平成 18 年 7 月 5 日付 試案「リース取引に関する会計基準（案）」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、合わせて「試案」と言う。）に対しては、当社も反対意見を寄せたが、総計では 151 件という多数に上るコメントが提出され、そのほとんどがその内容ないし現行基準の見直しに対する反対意見であったと報道されている。

しかるに、その後短期間にどのような審議が行われたかの説明はなく、当該コメントの公表もされないままに、まったくと言っていいほど試案と同じ内容のものが、適用期日を定めて公開草案とされたことは極めて遺憾である。

特に企業会計基準委員会では、公表されている限り、本件に関する審議のための時間は極めて短時間しか取られておらず、ほとんど実質的な審議が行われた形跡が伺えず、不透明な決定・公開プロセスと言わざるを得ない。

また、多くの反対意見が寄せられたことに対して、一部の委員から、「賛成の意見の方はあまり意見を出さない。」といった趣旨の、それらのコメントを軽視するかのような発言がなされたようであるが、デュー・プロセスの観点から問題ではないのか、指摘しておきたい。

2. 重ねて「基準改定の理由」に対して

「原則法がまったく採用されないのは異常であって是正が必要」と言われているが、公開草案の会計処理の中身は、そもそも実行可能性に乏しいが故に一本化されなかった「売買に準じた処理」にほとんど手を加えず丸写しに近いものとなっている。

過去の経緯、特に「なぜ原則法がまったく採用されないのか」をきちんと受け止め、実施可能性の観点から簡素化、適用しやすくするよう工夫を尽くさなければ、受け入れられるものではないと考えられる。

また、「国際会計基準等とのコンバージェンス」も喧伝されているが、実際どこまでやればその目的に適うのかという調整がどの程度行われたのか詳らかでなく、実務への影響も十分に顧みぬままに「錦の御旗」として押し立てるというのは如何なものであろうか。

3. 会計基準改定とリース取引の法的位置づけについて

わが国の所有権移転外ファイナンスリースは、諸外国のファイナンスリースと経済実態が異なり、賃貸借性が強く、単なる割賦販売や金融ではない。現行会計基準の例外的処理であるはずの賃貸借処理がほぼすべてを占めているというのは、別段特異な状況ではなく、むしろ、わが国のファイナンスリースが現行のリース会計基準が制定される以前から賃貸借取引として扱われており、賃貸借処理が実務慣行として定着していることの証左である。

私どもがこの問題に際して意見を徵した筑波大学弥永教授もその意見書において商取引法の有力な研究者の1人である江頭東大教授の学説を引かれ、「リースの法的性格を一義的に定めることは適切でなく、リースをめぐる法律関係は個々の局面において検討されるべき」と指摘され、ファイナンスリース契約の賃貸借契約の面を有することを明示されている。

先般、制定された会社法においても確定決算主義は従来どおり堅持されており、その点からも取引の法形式を全く無視した会計基準に基づく会計処理は本来問題のはずである。

企業会計基準委員会も公開草案において、わが国の所有権移転外ファイナンスリース取引が賃貸借を中核とし、サービスやファイナンスなどの要素を包含した複合取引であることを確認、認容している。

税務上の取扱いも、こうした認識をベースにして、法的にはあくまで賃貸借取引であることを前提として租税法の租税法律主義、租税公平原則、実質主義の原則に照らして売買として擬制することは難しいとの判断であったと理解される。

このように、所有権移転外ファイナンスリースの法形式、経済実態、商慣習を踏めた会計処理、税務処理がこれまで40年来にわたって認容を受けていたと我々は理解するが、もし仮に、今回の公開草案による会計基準の改正が行われるとすれば、商法上の重要な問題を惹起すると判断する。

すなわち、公開草案は法形式はもちろん、40年にわたる所有権移転外ファイナンスリース取引の商慣習を殆ど無視するものと思われ、商法第一条第二項の「商事に関し、この法律に定めのない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる」との規定に反するものと思われる。

長年にわたっての商慣習として確立された所有権移転外ファイナンスリースにおいて、何ら立法措置をとられることなく、民間の会計基準設定主体である企業会計基準委員会がこれ程までにリース契約等の法律形式と乖離した会計基準を関係者に強要することは、商法上も会社法上も許されず、ひいては憲法第41条で定めるわが国の唯一の立法機関である国会でもない民間機関たる一委員会が設定した会計基準によって取引行為を事実上一元的に規制することは、法治主義にも反するものと解ざるを得ず、極めて遺憾である。

4. 「税務との調整」に関して

会計基準の強引な改定が進められた結果、税に関しても調整が付くどころか「みなし売買」扱いとされる、「最悪の決着」へと追いやられつつある。

税制改正案では、各種「配慮」ばかりが強調されているが、借手の償却方法は、リース期間定額償却とされ、新設された250%定率法に比べ著しく不利となり、貸手は税務負担の前倒しのほか、既往契約について会計上は売買、税務上は固定資産という二重管理負担や、貸倒見積高の有税処理等、単純に売買とされるよりも様々な負担増を強いられる内容になっており、到底「解決」と評価できるようなものではない。

5. 経済社会への影響について

言うまでもないが、財務会計は経営管理全般と密接に結びついている。

借手が借用しているリース資産を貸借対照表計上すること自体、業績管理、管理会計や内部統制等、企業経営全般に多大な影響と追加的事務負担をもたらす。

まして、支払リース料の処理が管理上簡便で済むことが最大のリース・メリットであるところ、損益計算書まで歪めてしまう公開草案の会計処理が適用されると、リースの方が買取よりも煩わしい事務処理負担を強いられ、リース利用が敬遠される。

一方でリースは、企業の多くの設備資金需要を満たしていることも事実であり、企業の資金調達力も無限ではなく、また、物件の供給側企業にとってもリースは重要な販売促進手段であるところから、リース需要減退の影響はリース産業のみに止まらず、企業社会全般に及び、設備投資・販売側企業業績双方の減退を招くことによって、経済全般に深刻な悪影響を及ぼすことが強く懸念される。

リース会計の見直しについて、「一体誰のためになるのか?」「何の得があるのか?」という疑問が最も多く聞かれるが、当社としてもまったく同じ事を関係者に問いたいところである。

6. 適用時期について

以上のとおり、リース会計基準の見直し自体不必要であり、公開草案に反対の立場を表明するものであるが、中でも適用時期を今定めることについては強く反対する。

既述のとおり、公開草案の内容は、実務適用が困難なために一本化適用されなかつた「売買処理」に、何らの工夫も加えられておらず、<各論>で指摘するとおり、実行可能性にかかる不備が多々見られるが、その多くは委員会において意見や議論が排除されたものである。適用可能性を置き去りにしたまま適用時期を論じても意味がないと考える。

その上であえて指摘するならば、本件のような大きなシステム変更を行おうとすれば、通常2年程度の期間を要するのが実状であることを申し添える。

7. <各論>の記載について

以下、公開草案の内容について、主に実務上の問題点等について指摘するが、各項目において意見・コメントとして記載しているものは、これらの事項を定めることについて了解しているものではなく、万が一公開草案が実務適用される場合において、最低限ここに記した方法・考え方等に沿った修正がなされないとときは、リース取引の実務が破綻を来すということを指摘するものである。

<各論>

通番	項目	基準	指針	意見
1	範囲	3	2	連結財務諸表に適用することとすべき。

○コメント（理由等）

本基準を個別会社ごとに当てはめていくと、親子会社間のリースの処理など、連結処理に不整合が生じる。

国際的収斂が大目的とされているが、それなら当然連結ベースで整合性のある開示のルールとするべきであり、仮にそのために個別財務諸表のルール改定が必要だとしても、大きな経済的な悪影響が多く懸念されていることも了解されており、最低限・シンプルなルールとなるよう、もっと知恵を絞るべきである。

また、試案への多くのコメントに対して、「（企業会計審議会で定めた）現行基準の定めである」「今回の検討の範囲を超える」との理由を多用し、多くの議論・検討を放棄しているが、その言は、民間の基準設定機関としての役割と、基準の見直しそのものの意義を自ら否定するかのような姿勢であり、改定の意義・必要性の薄弱さを改めて認識させられる。

通番	項目	基準	指針	意見
2	範囲		3	通常の保守等の役務提供が組み込まれていない～等、取引の範囲を限定する記述は混乱を招く。

○コメント（理由等）

基準の定義を満たせばすべての賃貸借取引に適用される、との解釈であるとするなら、適用指針で「取扱わない」と切り捨てるべきではない。

通番	項目	基準	指針	意見
3	用語の定義	○		「所有権移転ファイナンス・リース取引」の定義を追加。

○コメント（理由等）

会計基準で定義されておらず、いきなり会計処理に書かれるのは違和感がある。

賃貸借契約である一般・大多数のリースとは異質の実態売買取引で、公法人向けやPFI等、ごく限られた分野のみで行われている取引形態と理解されている。

通番	項目	基準	指針	意見
4	用語の定義	○		「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の定義を追加。

○コメント（理由等）

借手が使用を続ける限り貸手に対して適正な対価を支払い、そうでなければ物件を

返還ないし責任をもって廃棄処分する、という、諸外国では見られないが、わが国では当然・一般的なリース取引形態。

通番	項目	基準	指針	意見
5	用語の定義	○		「リース料総額」の定義を追加

○コメント（理由等）

維持管理費および保守料等を控除することが原則なので、これらの控除前・後および割引前・後の各数値が生じ、どこでどの数値を用いるのかわかりづらい。

通番	項目	基準	指針	意見
6	用語の定義	○		「未経過リース料」の定義を追加

○コメント（理由等）

現行会計基準の注記の設例に示されている「発生ベース」の数値で、「リース債務」の期末残高とは異なると思われが、定義しないと紛らわしい。

通番	項目	基準	指針	意見
7	用語の定義	○		「見積残存価額」の定義を追加

○コメント（理由等）

会計上の数値として用いられていない概念であり、確定金額を認識することは難しい。

把握できても普通は貸手の管理上の数値と借手が把握できる数値は異なる。

通番	項目	基準	指針	意見
8	用語の定義	○		「残価保証」の定義を追加

○コメント（理由等）

借手による残価保証、第三者による残価保証の別に、具体的な取引類型に応じて例示を含めて定義する必要がある。

第三者保証の保証人は偶発債務として取扱うのか否か、その場合によるべき会計基準・実務指針等の整備も同時に必要。

通番	項目	基準	指針	意見
9	用語の定義	○		「リース投資資産」の定義を追加

○コメント（理由等）

会計処理上は債権としての取扱いしかされていないが、それならば「債権として取扱う」と明確にしないと、損失見込額の処理、税務処理の実務ができない。

金融商品会計基準で、リースによって生じる債権・債務は金融商品であると定義されているが、現状は「リース会計基準を適用するため対象外」とされている。

特に貸倒引当金の会計処理はリース会社にとって影響が大きく、貸倒実績率の算定が現状では不可能なので、経過的取扱いを含めて策定しないと適正な会計処理ができない。

また、リース債権流動化の処理も、現状の両建処理か真正譲渡としてオフ・バランスになるのか（リース期間の一部を切り出して譲渡するケースも含めて）、資産総額・売上総額に与える影響が極めて大きい。いずれも税効果会計の実務処理に必ず影響してくる事項であり、影響額も大きい。

税務の取扱いと合わせて整備されなければ実務適用のしようがない。

通番	項目	基準	指針	意見
10	用語の定義		○	「物理的使用可能期間」の定義を追加
11	用語の定義		○	「経済的使用可能予測期間」の定義を追加

○コメント（理由等）

普通の読み手には違いが判然としない。

通番	項目	基準	指針	意見
12	ファイナンス・リース取引の判定基準		9	貸手側から提供を受けた判定結果の採用を是とすること。

○コメント（理由等）

現行の注記実務では大多数の借手がリース会社からデータサービスを受けており、自前の計算システム投資など追加負担が出るようでは、リースそのものが買取等に比べ過重負担となり、利用されなくなる。

商取引上当然のこととして、貸手側の原価要素の区分開示はできず（維持管理費用相当額を区分するだけでも、企業秘密である保険料相当額が推察されてしまう恐れがある。）、判定の結果のみ開示となり過程を示すことはできないが、会計監査・内部統制監査において、社外のシステム判定結果に手を加えず記帳していれば適正として扱われる手当てが必要。

監査はA S B Jマターでないという考え方もあるようだが、会計処理、監査の実行可能性にかかわる重要な問題である。

通番	項目	基準	指針	意見
13	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	現金購入価額を合理的に見積もることができない場合、見積を省略する取扱いを明記されたい。

○コメント（理由等）

取引の個別性によって大きく異なる場合、売り手・貸手の提携関係等により守秘義務がある場合、ソリューション料金・セットアップ料金・設定費用・デザイン料等人

件費的要素が多く含まれる場合、市価が実際の製造・仕入原価等からかけ離れているもの（携帯電話、インターネット接続用工事・機器、ゲーム機等）、数量割引やバックマージン等の条件で変動する場合、等では合理的な見積は不可能。

通番	項目	基準	指針	意見
14	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	維持管理費用相当額や保守料等を借手が把握できない場合に利息相当額に含めるのは適正ではない。 保守料等の役務費用も当然控除して判定するのが原則であるが、「判定における留意事項（第14項～）」に記述がないので加える。

○コメント（理由等）

金利要素を重要性があるから、として利息法適用を強制しているが、であるならば、著しく不正確な金利計上となる要素も考慮に入れて実務処理を定めるべき。

メンテナンス・リースや保守料一括払い分込みのコンピュータ・リース、マニュアルやデータ移行費用等が含まれるハードウェア、ソフトウェアのリースなど、それらの費用が相当多額に上り、かつ借手側で合理的に分離することができない取引例も多い。

固定資産税等も重要性がないと決め付けられない。（決め付けているが、あるなら一般論ではなく根拠を示すべき。）

通番	項目	基準	指針	意見
15	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	維持管理費等控除前リース料総額をリスクフリー・レートで割引く方法を選択肢に入れる。

○コメント（理由等）

借手側で見積るには、貸借対照表計上に対する監査という側面を考慮すると限界がある。（実務指針第9項にあるとおり、同5項の要件を満たさなければ、借手側のリース資産計上は、してはならない。）

多数の契約をシステム処理することを前提とすると、一律・簡易に適用できる方法も設けないと実務対応できない会社が多数に上る。

通番	項目	基準	指針	意見
16	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	数値基準の「概ね」は削除。

○コメント（理由等）

システム対応できない。

さまざまに不正確な数値情報しか得られないことを前提にして、割切りの数値基準を設けているのであるから、数値は数値として結果に従うべきである。

基準そのものを曖昧なものにされては実務対応できない。

通番	項目	基準	指針	意見
17	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	「潜脱行為」への対応とは何か？数値基準に満たないオペレーティング・リースを想定しているなら撤回すべき。

○コメント（理由等）

オペレーティング・リースを指して言っているのであれば、極めて不適切な表現である。

残価リスクを貸手・借手のいずれが負っているのか、必ず約定で明らかになる筈であり、通常の法人間取引の実態は約定にしかない。

今後内部統制評価・監査の制度化により、その真実性は一層担保される。

約定上残価リスクを負うということはリース会社にとっては相当にハードルが高く、再リース等の見込によって貸手の損失リスクが低いと考えるとしても、それが約束されていなければ、貸手として現実に残価リスクを負うことを厳正に検討して取引の可否を判断しているものである。

軽々に「仕組む」などと言われるが、そのような行為は、一般的な本邦企業ではまず出来るものではない。

通番	項目	基準	指針	意見
18	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	「基準」に基づく判定結果の重視・厳正運用。

○コメント（理由等）

現行基準の下でも、随所で曖昧・恣意的判断の余地のある書きぶりのせいで、真に貸手が残価リスクを負担するオペレーティング・リースであっても、会計士によつてはオン・バランスを求めるなど、現場実務で行き過ぎや混乱が既に発生している。

新基準では貸借対照表に計上しなければいけないのか、してはいけないのか、二者択一判断であり、重要さの度合いが現行とは異なる。

基準は基準として厳正に運用されるようでなければならない。

通番	項目	基準	指針	意見
19	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	「90%」という数値基準は本邦基準とする根拠がない。 IFRS にならって数値基準を明記しないならば、会計基準の「ほとんどすべて」は字義どおり「100%」と解釈・運用するべき。

○コメント（理由等）

本来、原契約満了後の経済価値（再リース、売却益等）が当然に貸手に帰属する日本特有のファイナンス・リース取引にあっては、特定の借手における経済的使用期間に限定した価値ではなく、使用可能期間全体に亘る価値をベースに置くべきである。

米国基準を真似ただけの数値基準には根拠がない。—現行実務は「実質的に注記の会計基準」という割切りの下に導入されたものであって、今回は「貸借対照表計上の要否」といった重要な事項を決する実質的な新基準という認識が必要である。

建前論だけでは実務は出来ない。改めて十分な検討が必要である。

通番	項目	基準	指針	意見
20	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(1)	(承前) 幅を持たせた数値基準をあえて入れるなら、「90%」ではなく、「95%」以上とするべき。

○コメント（理由等）

不動産の流動化に係るリスク・ベネフィット移転の判断基準に用いられており、同じアプローチの下での平仄を合わせるべき。

通番	項目	基準	指針	意見
21	ファイナンス・リース取引の判定基準		9(2) 13	経済的耐用年数基準を適用しないことができることを明記。

○コメント（理由等）

「結論の背景」に記述していることの結論として、すべて現在価値基準のみで判定を行っていてもよい旨を明記すべき。

通番	項目	基準	指針	意見
22	所有権移転ファイナンス・リースの判定基準		10	(3) 特別仕様物件は削除、または (1)(2)同様、所有権移転との同等性による判定に改める。 (あるいは、「再リースまたは返還・廃棄が適正に行われないと見込まれるリース取引」等)

○コメント（理由等）

会計基準第35項、36項では、所有権移転外ファイナンス・リースを使用可能期間とリース期間の相違によって特徴付け、所有権移転ファイナンス・リースとの処理の違いを説明しているが、「使用可能期間を通じて借手によってのみ使用される」という書き方だと、普通はごく一般的なリースを想像してしまう。

（会計士でも、この表現が所有権移転と同等の意味であると理解している方が少数と思われ、会計監査の現場では特別仕様であることをもって移転リースと判定するような指摘がされる例もあると聞く。）

なお、試案に対するコメントへの対応の中で、「特別仕様の場合、再リースもあり得る」とされているのも、この項に対する認識が違うのではないかと危惧される。

所有権移転リースと入口で判断されても、契約条件の更改等により結果論として再リースが行われることがあり得るのは、特別仕様物件に限ったことではない。

通番	項目	基準	指針	意見
23	ファイナンス・リース取引判定上の再リースの取扱い		11 12	再リース期間・再リース料を解約不能リース期間・リース料総額に含めるか否かは、「契約において」再リースが行われることが明らかかどうかによる。

○コメント（理由等）

「当該リース取引が置かれている状況からみて借手が再リースを行うことが明らかな場合」という状況判断は、内部統制上・監査上幅がありすぎ、所有権移転リースの判定基準(1)(2)から見ても緩すぎる。

再リースを約束すると言っても、法的に有効かどうかは、表明した個人の借手会社における職制上の地位（表見代理が成立するかどうか）・実権等によって異なり、仮に代表者の発言であっても約定に証拠能力がなければ、それを理由に債権としての有効性を主張することは到底できない。

通番	項目	基準	指針	意見
24	現在価値基準の判定における留意事項・保守等の役務提供相当額の処理		○	原則として控除して判定する。

○コメント（理由等）

14番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
25	現在価値基準の判定における留意事項・保守等の役務提供相当額の処理		○	貸手側から提供を受けた判定結果の採用を是とすること。

○コメント（理由等）

保守込みリースの場合、貸手は守秘義務等により保守料を開示できない。それを利息相当額とするなどとしたら、オートリースの判定など滅茶苦茶になってしまう。

借手は判定が行えず、貸手側の内部計算結果のみの開示では是とする対応しかない。

通番	項目	基準	指針	意見
26	残価保証の取扱い		15	借手以外の第三者保証残価をリース料総額に含めると連結会社間のリースで不都合が生じる。

○コメント（理由等）

貸手が借手の連結子会社である場合は、借手親会社はオペレーティング・リース、貸手子会社はファイナンス・リースと判定されるケースが出てくる。子会社のリース投資資産（親会社に対する債権）と相殺消去すべき親会社のリース債務が計上されないことになる。

連結補正処理も想定できない。（子会社のリース投資資産を自社用資産に振替えるのは、親会社で資産認識できないものを連結計上することになり、個別基準性・親会社説の下では論理矛盾。）

通番	項目	基準	指針	意見
27	製造業者又は卸売業者の場合の取扱い		16	借手側で現金販売価額や判定結果の開示が受けられず、合理的な見積りができない場合も想定しておく必要がある。

○コメント（理由等）

13番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
29	現在価値の算定に用いる割引率		17	借手には、リスクフリー・レートの適用を選択肢に入れる。

○コメント（理由等）

15番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
30	不動産に係るリース取引の取扱い		18	解約不能であっても、テナント契約等、判定不要な契約類型を多く定義するよう工夫する。

○コメント（理由等）

多店舗展開企業、金融機関等には、判定自体が大変な手間。

（例えば「同一の貸手に係る一棟の建物を複数の借手が賃借するケースは判定自体不要」など。）

通番	項目	基準	指針	意見
31	ファイナンス・リース取引の会計処理（借手側）		20～29	移転リースと移転外リースの会計処理にほとんど実質的な差異がなく、見直すべきである。

○コメント（理由等）

取引実態が全く異なるにもかかわらず、所有権移転リースと移転外リースで借手の会計処理で実質的に異なるところは減価償却の期間くらいでしかない。

取引実態の違いを踏まえて異なる取扱いを定めるならば、定額費用配分を重要性基準の枠内に限定する理由がない。

通番	項目	基準	指針	意見
32	ファイナンス・リース取引の会計処理（借手側）	10	20	「通常の～」という表現（他の部分もこの表現はすべて）の削除。

○コメント（理由等）

「通常の売買取引に係る方法」に準じた会計処理によるならば、当然に約定による取得原価・債務額となる。

違うのならば処理のみを示すように改めるべき。

「通常の」については、実務的な検討を狭い範囲に押し込める理由付けに頻繁に使われているが、どのようなものが「通常」なのか切り分けが難しい、とも多々発言されているように、普遍的概念になり得ず混乱を招く。

通番	項目	基準	指針	意見
33	ファイナンス・リース取引の会計処理（借手側）	10		契約（法律）関係を無視した表現の削除。

○コメント（理由等）

「売買」や貸手の「売却」、借手による「取得」といった社会通念を混乱させる言葉使いは排除すべき。

通番	項目	基準	指針	意見
34	ファイナンス・リース取引の会計処理（借手側）	11	22	維持管理費、保守料等は利息相当額を構成しないことを明記。

○コメント（理由等）

適用指針では、維持管理費用・保守料等の合理的見積額を控除することが原則となっているが、元となる会計基準でそれが書かれておらず、誤解を招く。

通番	項目	基準	指針	意見
35	ファイナンス・リース取引の会計処理（借手側）	11		リース料総額は契約時点ではなく開始日を基準とするよう修正。

○コメント（理由等）

「リース契約締結時に合意されたリース料総額」を基礎としてリース資産・債務の計上額を算定するとされているが、契約から開始まで相当の期間がある場合、開始日が物件別に分かれる場合等がある。

開始日時点を基準としないと計算できないケースが出てくる。

通番	項目	基準	指針	意見
36	ファイナンス・リース取引の会計処理（借手側）	11	21	リース料見積書等により、総料率が100%に満たない契約は利息相当額がないものとして取扱う。（リース料総額＝リース資産・債務の額とする。）

○コメント（理由等）

明らかに利息相当額が含まれないケースで支払利息が計上されることは不合理である。計算方法（利息法・定額法）以前の問題である。

通番	項目	基準	指針	意見
37	利息相当額の各期への配分		23	「利息」という用語を使うこと 자체異議がある。費用計上は定額法とすべき。

○コメント（理由等）

日本のリース取引には、膨大な資産管理のためのシステム投資や、動産保険の大量付保等、管理事務や役務手数料に相当する要素が必ず含まれていて、金利や固定資産税等も契約ごとに区分できるものでなく、これらはリース料として本来一体不可分かつ賃借料そのものである。

「実態」ではなく、みなし計算のフィクション情報でしかないところ、要素の一部にだけ厳密を図ることに無理がある。

通番	項目	基準	指針	意見
38	維持管理費用相当額の処理		24	ファイナンス・リースの判定時の区分処理と、会計処理における区分はリンクさせない。

○コメント（理由等）

貸手側で原価要素を開示することは基本的にできないが、より正確な判定のため、区分計算の判定結果のみ借手に提供することが考えられる。

会計処理上区分するか（できるか）は、借手が自身で計算（自社システムの原価計算等に組込むなど）することも想定すると必ずしも合理的に区分できるとは限らない。

通番	項目	基準	指針	意見
39	通常の保守等の役務提供相当額の処理		25	「通常の」は削除。ファイナンス・リースの判定時の区分処理と、会計処理における区分はリンクさせない。

○コメント（理由等）

通常の保守等の範囲に想定しているが、フルメンテのオートリースは諸税金・保険・メンテナンス費等に非常に重要性が高く、利息相当額とするのは著しく実態と相違する。

かつ、守秘義務等によりそれらの原価要素の開示は得られず、借手側での合理的見積も不可能と思われる。（メンテナンス料のスケールメリット等）

判定は、貸手の判定結果のみに依存するとしても、会計処理上の区分データはまず提供が受けられないことを想定した指針とする必要がある。

通番	項目	基準	指針	意見
40	リース資産の償却		27	定率法適用も可能となったので例示に入れるべきである。

○コメント（理由等）

税法の償却限度額廃止に対応。

自己所有の資産と異なる償却方法は「できる」規定とされている。

通番	項目	基準	指針	意見
41	リース期間終了時及び再リースの処理		28	リース物件を貸手に「返却する」処理、とリース資産「売却損」等という例示は矛盾する。

○コメント（理由等）

用語、科目名の例等、混乱している。

契約に従って用語・科目名を全体で統一するよう見直す必要がある。

なお、「返却する処理」の設例引用が抜けている。

通番	項目	基準	指針	意見
42	中途解約の処理		29	賃貸借契約の「中途解約」で除却損という科目例も不適切。

○コメント（理由等）

趣旨同上。

会計基準第35項・36項で、移転外リースは、物件の売買ではない、リース物件の取得とは異なる旨説明されていることとも矛盾する。

通番	項目	基準	指針	意見
43	リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い		31	定額法適用を重要性基準の枠内に限定すると、事務負担軽減上実効性が乏しい。 期中や期末で判定が変わるケースなど、却って著しい負担を生じる。

○コメント（理由等）

利益額に違う結果をもたらす二種類の計算にシステム上対応しておくことは非常に難しい。

重要性の判定のためにリース資産比率を計算・管理すること自体の負担もある。

リース資産比率の推移によって、期中で処理が切り替わったりすると、月次・四半期決算、予実管理や業績評価等の実務の混乱が予想される。

通番	項目	基準	指針	意見
44	リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い		31	仮に重要性基準の判定を行うとしたら、判定上の数値は、リース資産未償却残高を用い、代替的に未経過リース料期末残高等も可とすべき。

○コメント（理由等）

資産の重要性判定であり、リース資産未償却残高の割合を用いなければ理屈に合わない。

未経過リース料等、会計以外の数値を用いる場合、定義を明確にすること。（原則に従えば、発生ベース、維持管理費・保守料等および利息相当額控除後。）

通番	項目	基準	指針	意見
45	リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い		32	仮に重要性基準を規定するなら、連結数値のみで判断すべきである。

○コメント（理由等）

国際的収斂を考えるなら、あらゆる数値を連結ベースで規定すべきである。連結で重要性がなければ、構成する個々の会社で最初から煩雑な処理を要しないようにしないと実効性を損なうばかりか、新たな負担・問題をもたらすことになる。

通番	項目	基準	指針	意見
46	個々のリース資産に重要性がないと認められる場合の取扱い		34	仮に重要性基準を規定するなら、(3)も(1)と同じ趣旨なのだから、物件単位で適用すべき。

○コメント（理由等）

300万円基準の物件単位適用や見直しには根拠が必要と指摘されるが、90%や75%など、他のどの数値基準に根拠があるのか？

通番	項目	基準	指針	意見
47	個々のリース資産に重要性がないと認められる場合の取扱い		34	維持管理費・保守料等の控除は「できる」規定ではなく区分処理、利息相当額とも控除後が原則のはず。

通番	項目	基準	指針	意見
48	所有権移転ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理	12	35～43	「資産を割賦購入した場合と同様の会計処理とする。」と書けば足りる。処理の中身も実質的な違いはない。

○コメント（理由等）

「所有権移転リースは実質的に割賦販売とまったく同等」という趣旨のコメントに対して、「同一ではない。」と指摘されているが、根拠が説明されていない。「同一」というコメントでもなく、経済的実質を言っているのであって、同一でなければ合わせる必要がないのなら、所有権移転外リースを売買処理することなど到底不必要ということになる。

通番	項目	基準	指針	意見
49	所有権移転ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理		36、42	所有権移転リースの場合はリース資産・リース債務に計上せず、自己所有の資産と同等の処理とすべきである。

○コメント（理由等）

経済的実質を重視する。最初から自社資産と同じにしておけば42項の振替のような煩わしい処理も不要。

通番	項目	基準	指針	意見
50	少額リース資産及び短期のリース取引に関する簡便的な取扱い		44、45	すべて削除。

○コメント（理由等）

実質的に売買である所有権移転リースに、オペレーティング・リースと同等の会計処理適用は不合理である。

通番	項目	基準	指針	意見
51	セール・アンド・リースバック取引		48	リース・バック転リースの処理をより具体的に示すべき。 転リースがオペレーティングリースの場合の手当も必要。

○コメント（理由等）

転リース、特に大手事業会社の多くが、グループ内商社、リース子会社が物件ディーラー兼転リースのサブ・レッサーとなるリース事業を展開しており、親会社やグループ企業向けリースに特化しているケースから、広く外部に親会社製品等の利用手段としてリース取引を行っているケース等さまざまである。

リースバックではない転リースも含めると、リース取引全体に転リース形態の占める割合は相当に高く、更にその多くが連結会社間取引が多様に絡むものとなっている。

連結の出来上がりベースで適正な処理となることが第一義であり、加えて連結調整がシンプルでシステム対応でき、余分な情報収集や事務手間を生じさせない基準でなければ借手の利便は確保されない。

通番	項目	基準	指針	意見
52	セール・アンド・リースバック取引		108	転貸リースの損益に係る処理は、利息相当額を認識せず、売上高（リース料収入）と売上原価（支払リース料）を計上すれば足りる旨を適用指針本文に記載する。

○コメント（理由等）

転貸リースのサブ・レッサーにリース投資資産・負債の両建計上をさせるかどうかは取引実態を踏まえてよくよく検討すべき課題であるが、少なくともエンド・ユーザーからの回収リスクを負わない場合にまで両建計上するのは失当であろう。

損益に関しては、サブ・レッサーは、リース料の利ざやが一般的な利益源泉であるが、商社機能を併せ持ち、販売部門収益を別途認識しているケースも多い。

収益認識に関する議論は別途あるが、現時点では総額表示の原則に従うのが自然であろう。

資産が帰属しないのは当然なので減価償却費は書く必要はない。

資金負担もないで利息を認識することも失当である。

通番	項目	基準	指針	意見
53	ファイナンス・リース取引の会計処理（貸手側）	13		「リース投資資産」の定義と実務上の取扱いルールが必要。

○コメント（理由等）

「用語の定義」で記載。

通番	項目	基準	指針	意見
54	ファイナンス・リース取引の会計処理（貸手側）	13		「通常の～」という表現および契約（法律）関係を無視した表現の削除。

○コメント（理由等）

「通常の売買」とはかけ離れた処理。32番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
55	ファイナンス・リース取引の会計処理（貸手側）	14		維持管理費、保守料等は利息相当額を構成しないことを明記。

○コメント（理由等）

維持管理費用・保守料等の控除の記述が欠落。34番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
56	ファイナンス・リース取引の会計処理（貸手側）	14		リース料総額は契約時点ではなく開始日を基準とするよう修正。

○コメント（理由等）

リース料総額は契約時点ではなく開始日を基準にしないとワークしない。35項に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
57	ファイナンス・リース取引の会計処理（貸手側）		49	(1)～(3)の説明、設例とも、現金基準となっているが、現実的ではない。

○コメント（理由等）

システム上は請求債権額ベースのデータが最重要。営業管理・与信管理も当然それがベースとなり、債権は現金ベース管理。収益認識は発生ベース＝リースは開始応当

日の到来基準（1日経過したら1ヶ月分の債権確定と考える）が一般的で、借手と認識を共有する。

（解約の際の残債計算上、認識共有が必要。）

割賦は回収期限到来基準。経過勘定を用いて両建管理のシステム処理を行っている。

リースの貸手が入金伝票で手管理の損益仕訳を切ったり、期末に手計算の見越・繰延べ計上を立てるような非現実的な説明では、理解に資するどころか、実務に堪えない処理が一般に行われているかのように誤解されたり、会計・内部統制監査や税務調査での説明負担等、無用の混乱・負担が懸念される。

通番	項目	基準	指針	意見
58	ファイナンス・リース取引の会計処理（貸手側）		50	借手以外の第三者保証残額をリース料総額に含めると連結会社間のリースで不都合が生じる。

○コメント（理由等）

26番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
59	ファイナンス・リース取引の会計処理（貸手側）		51	利息法は不適切

○コメント（理由等）

37番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
60	通常の保守等の役務提供相当額の処理		53	「通常の」は削除。受取リース料と区分して会計処理する方法が不明。

○コメント（理由等）

リース料収入は当然請求ベースで売上計上され、保守料等は支払方法がさまざまであるため収益に対応させる発生計上を別途管理して費用処理する。

通番	項目	基準	指針	意見
61	リース期間終了時及び再リースの処理		55	引用する設例は2.。

通番	項目	基準	指針	意見
62	貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い		58	定額法適用を重要性基準の枠内に限定すると、事務負担軽減上実効性が乏しい。 期中や期末で判定が変わるケースなど、却って著しい負担を生じる。

○コメント（理由等）

43 番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
63	貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い		58	仮に重要性基準を規定するなら、連結数値のみで判断すべきである。

○コメント（理由等）

44 番に記載。

通番	項目	基準	指針	意見
64	貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い		58	この案のまま実務適用すると、リース取引を主たる事業としている、グループ内リース会社、商社等の利息法適用は、連結では不都合が生じる。

○コメント（理由等）

連結処理を考えた場合、リース子会社の親会社向けリース売上と原価を戻すこととなると思われ、差額は親会社が利息認識しない場合は減価償却費に、利息を計上している場合は支払利息に戻し入れることとなると思われるが、子会社の利息を減価償却費に戻し入れると、連結ベースではテール・ヘビーの減価償却費になってしまう。

また、親会社が利息を定額計上している場合は連結では利息の戻しすぎになる。

親会社単体では定額法で簡便化が図られるとしても、これを修正するとなると連結調整の手間で余計な追加事務負担が生じることとなる。

更に期中や期末で重要性の判定が変わったりすれば、連結決算実務は破綻する。

通番	項目	基準	指針	意見
65	所有権移転ファイナ ンス・リース取引に係 る貸手の会計処理		59～ 66	「割賦販売と同等の会計処理とする。」と書けば足りる。 処理の中身も実質的な違いはない。

通番	項目	基準	指針	意見
66	オペレーティング・リース取引の会計処理	15		オペレーティング・リースが賃貸借でないかのような「準じて」という表現を修正。

○コメント（理由等）

「通常の賃貸借取引の会計処理を行う」に修正。

通番	項目	基準	指針	意見
67	オペレーティング・リース取引の会計処理			オペレーティング・リースは借手の貸借対照表に計上してはならないことの明記。

○コメント（理由等）

リスク・経済価値アプローチによるなら、オペレーティング・リースの対象資産を借手の貸借対照表に計上してはならない筈であるが明記されていない。

適用指針第9項に書いてあるのは、ファイナンス・リース取引に該当するか否かであり、借手のリース資産・債務の計上要件は直接書かれていない。

通番	項目	基準	指針	意見
68	適用時期	23		連結適用指針、税法上の取扱いおよび金融商品会計基準、税効果会計基準等、関係する法令・会計基準の整備が完了するまでは定めることはできない。

○コメント（理由等）

実務処理が定まらないのに適用開始はできない。データベースや自動仕訳、連結パッケージやマスタ設計の変更、予実管理、業績評価、セグメンテーション等全社的なシステム変更や内規の整備、内部統制評価の運用等、多大な作業と時間を要するため、定まってから最低2年程度は必要と考えられる。

通番	項目	基準	指針	意見
69	適用初年度の取扱い (借手側)		75	74項を適用した場合の変更影響額及び資産・債務の額の注記を不要とする。

○コメント（理由等）

重要性判断と注記のために、結局資産側の未償却残高と債務側の未償還元本残双方の計算をやらなければならず、手間は一緒になってしまう。

通番	項目	基準	指針	意見
71	適用初年度の取扱い (貸手側)		80	リース取引を主たる事業としている場合でも賃貸借処理の経過措置を適用可とする。

○コメント（理由等）

親会社が 76 項の経過措置により賃貸借処理した場合、リース子会社の親会社向けリース投資資産の相殺消去ができない。

個別補正をほどこすくらいであれば、借手の処理上の便宜が図られたとは言えず、逆に事務負担増になってしまう。

通番	項目	基準	指針	意見
72	設例			連結の出来上がりベースから示して、個別会社の常識的な実務処理から組上げられるように構成し直す。

通番	項目	基準	指針	意見
73	設例			貸手側は最低限下記の実務に適う仕訳処理を出発点にする。 当然ベースは毎月回収だが、四半期決算等も考慮し、変額回収やとりまとめ回収、保守料の年払い等もカバーする。

○コメント（理由等）

- ・月次・契約額ベースでの債権残高管理（同一契約で投資資産と売掛金に科目が分かれるなどという奇妙な処理は少なくとも考えられない。）
- ・月次・契約額ベース・発生ベースの収益計上、未経過残高管理
- ・月次・発生ベースでの費用計上・収益との対応

通番	項目	基準	指針	意見
74	設例			借手側は、原価項目の場合発生ベース、販管費の場合現金ベースの処理が普通と思われ、それぞれの伝票処理パターンを出発点にする。 現金ベースの場合、実支払額ベースでない未払費用計上は行わないことを前提とする。

以上